



## 家賃滞納問題の難しさを物語る最高裁判決

「家賃滞納」に関する裁判で、最高裁判所の判決が出され、その判決が多く耳目を集めました。家賃滞納問題の難しさが改めてクローズアップされたものです。



## 滞納初期のうちの適切な対応が重要

これは家賃保証会社の契約条項の有効性が争われた訴訟で、最高裁が消費者契約法に基づいて条項を無効とする判断を下し、契約書の使用差し止めを命じたものです。

保証会社が入居の際に、賃借人と交わした契約内容に基づいて対応しようとした行為 자체が無効とされたもので、家賃滞納の対策の難しさを物語る判決となっています。

家賃滞納は以前から一定数が見られましたが、数は少なくごく限られていました。今でも決して特段に多いというわけではありませんのですが、このところコロナ禍の影響や長引く景気の低迷などが滞納率を高めています。

そこで、直接入居者から家賃の支払いを受けている場合、家賃滞納が発生したら、入金が滞った時点で直ちに連絡を入れることです。この初期の対応を間違うと後々まで解決を遅らせる結果となります。

まず、電話をかける、メールを入れる、直接会う、の3つの方法がありますが、一番いいのは入居者当人と直接話すことです。時間が取れずに直接会うことができなかつたら、やはり電話です。自宅もしくは職場に連絡しますが、職場の場合はあか

ります。時間が取れずに直接会うことができなかつたら、やはり電話です。自宅もしくは職場に連絡しますが、職場の場合はあか

ります。この後、判決が確定したら、強制執行となり、家財等があれば競売にかけ、滞納分に充当します。ここまでこぎ着けるのに数カ月要し、弁護士費用もかかります。

たいそうなことにならないためにも、初期のうちに適切な手を打つことがいかに重要であるかが分かります。管理の充実とともに、家賃保証会社や機関保証の活用は、家賃滞納対策として押さえておきたいポイントです。

それでも、医療機関や高齢者関連の施設では、まだまだマスク着用が推奨されますから、「5類」へと変更され、マスク対策が根本的に見直されます。

また、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「2類」から「5類」へと変更され、マスクが進みそうです。

これまで、マスクの着用の見直しが具体化しました。国からマスク着用は個人の判断に委ねられる考え方示され、3月13日から適用され、いよいよ「脱マスク」が進みそうです。

では、家賃滞納が起きたらどうすればいいですか、集金を含めた総合管理として委託している場合や、家賃保証会社を利用しているケースでは、オーナー様の負担にとくに問題はありません。問題は自主管理されている場合です。家賃滞納で悪化するのは、直接入居者とやりとりしているケースが大半です。

## 連絡を入れること

そこで、直接入居者から家賃

の支払いを受けている場合、家賃

滞納が発生したら、入金が滞

った時点で直ちに連絡を入れることです。この初期の対応を間違うと後々まで解決を遅らせる結果となります。

そこで、直接入居者から家賃